改正女性活躍推進法、 えるぼし認定、くるみん認定 に関する説明会を開催します

改正女性活躍推進法が令和8年4月1日に一部施行されることとなり、常時雇用する労働者(以下、「従業員」と言います。)が301人以上の事業主に義務付けられていた「男女間賃金差異」の公表が、従業員101人以上の事業主へと拡大されました。

また、女性活躍に関する情報公表の選択肢の一つであった「女性管理職比率」についても、 従業員101人以上の事業主に新たに公表が義務付けられました。

本説明会では、法改正のポイントに加え、えるぼしやくるみんの認定を受けるメリット、 認定申請のポイントを説明いたします。

日時	令和7年11月20日(木) ① 10:30 ~ 11:30 (60分) ② 14:00 ~ 15:00 (60分) 令和7年11月21日(金) ③ 10:30 ~ 11:30 (60分)
□ h4	令和7年11月21日(金) ③ 10:30 ~ 11:30 (60分) ④ 14:00 ~ 15:00 (60分) ※①~④の計4回開催予定です。説明内容は全て同じです。
会場	札幌第一合同庁舎 10階(札幌市北区北8条西2丁目1-1) ※公共交通機関でお越しください。
参加費	無料
主催	北海道労働局
申込方法	参加登録はこちらからお願いします。 <北海道労働局サイト> https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido- roudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/hourei seido/kaiseizyokatui2025102021 00006.html ※参加登録期限 ・令和7年11月13日 (木) 各回定員40名 ※定員に達した場合、参加登録期限前に締切いたします。

【第1部】女性活躍推進法の改正点の概要

- ■実際に公表する男女間賃金差異の算出方法について
- ■女性活躍推進法における「管理職」の定義について
- ■女性の活躍推進企業データベースについて

【第2部】えるぼし認定の概要及び申請にあたっての留意事項

- ■えるぼしの5つの認定基準について
- ■雇用管理区分について
- ■実際のケースに基づく、えるぼし認定の留意事項について

【第3部】くるみん認定の概要及び申請にあたっての留意事項

- ■くるみんの9つの認定基準について
- ■令和7年4月から改正された、くるみん認定の留意事項について
- ■両立支援のひろばについて

※説明終了後、えるぼし・くるみんについて個別にご相談をお受けすることも可能ですが、 その際は、「内容を全て記入した認定申請書(相談用の仮の申請書)」「一般事業主行動計 画の写し | を持参してください。**持参がない場合、ご相談はお受けできません**。

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法のサイト(厚生労働省)もご覧ください。

女性活躍推進法に関するサイトの掲載資料等

- ・えるぼし認定のパンフレット、一般事業主行動計画のパンフレットを掲載して います。 (「パンフレット」をクリック)
- 賃金差異分析ツールを掲載しています。 (「お役立ちツール」をクリック)
- ・女性の活躍推進企業データベース等のリンク先を掲載しています。

(「関連リンク」をクリック)



次世代育成支援対策推進法に関するサイトの掲載資料等

- ・一般事業主行動計画とくるみん認定のパンフレットを掲載しています。 (「くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定について」をクリック)
- ・両立支援のひろばのリンク先を掲載しています。

(「一般事業主行動計画の策定・届出について」をクリック)

